

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	母子保健事業事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

近江八幡市は、母子保健事業事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滋賀県近江八幡市長

公表日

平成27年8月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業事務
②事務の概要	母子保健法の規定に則り母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務
③システムの名称	健康管理システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健事業対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26の項、56の2の項、87の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉子ども部健康推進課
②所属長	課長 木村 辰之
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	近江八幡市 総務部 総務課 〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	近江八幡市 福祉子ども部 健康推進課 〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる